

## 平成 2 9 年 第 3 回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 2 9 年 3 月 1 日 (水) 1 3 時 3 0 分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5 階 全員協議会室
3. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	田口 圭一	1 1	河野 誠子	2 1	二宮 啓次
2	川本 肇	1 2	毛利 英二	2 2	二宮 政明
3	清家 徳雄	1 3	欠席	2 3	満田 求
4	岡 善男	1 4	正本 勝彦	2 4	魚崎 清則
5	樋田 都	1 5	袋瀬 司朗	2 5	欠席
6	石崎 久次	1 6	渡邊 勇夫	2 6	土居 敬幸
7	(欠番)	1 7	大下 克夫	2 7	國安 克哉
8	森 博文	1 8	竹内 善一	2 8	二宮 敏行
9	土居 栄治	1 9	萩森 良房		
1 0	井上 憲次	2 0	萩森 敏久		

○出席職員

事務局長 菊池 誠一  
 事務局次長 岡本 正洋  
 事務局 濱本 和成、河野 幹

○欠席委員 1 3 番水本委員、2 5 番武内委員

4. 議事日程

- 第 1 会長挨拶
- 第 2 議事録署名人選出
- 第 3 議案審議

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

1 件

議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

	1 件
議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (所有権移転)	6 件
議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)	23 件
議案第 22 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん基準の見直しについて	
報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	5 件
追加議案第 23 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 24 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について	1 件
追加議案第 25 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段面積の設定について	
第 4 協議事項	
・平成 28 年賃借料情報について	
・平成 29 年度農地利用状況調査（農地パトロール）について	
・次期農業委員会委員等の推薦について	
・平成 29 年第 4 回農業委員会総会について	

## 5. 会議の概要

事務局長           ただいまより、平成 29 年第 3 回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

                          本日の欠席委員は 13 番水本委員、25 番武内委員の以上 2 名です。それでは、井上会長より召集の挨拶をお願い致します。

(井上会長挨拶)

議 長                それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長                それでは議事録署名人に 15 番袋瀬委員、16 番渡邊委員、よろしくお願ひ致します。それでは付議案件に入ります。議案第 18 号農地法第 3 条の規定による許可申請について上程致します。6 番、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 18 号 6 番について説明致します。

6 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 823 m<sup>2</sup>、他 17 筆、計 16,207 m<sup>2</sup>、3 条無償移転でございます。譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、申請事由につきましては、譲渡人は農地を農業後継者に贈与し、譲受人は農地を譲り受け、農業経営に励みたいということでございます。譲受人経営面積 192.7a、本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各項の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

23 番

この○○○○さんと○○○○さん、親子関係でございます。○○○○さんは現在 26 歳の若手です。5、6 年前にこちらに帰られて、就農されております。現在○○○○地区で○○○○、○○○○もされております。○○○○さんですけれども、現在 68 歳です。5、6 年前に体を悪くされて、一時就農ができないという状況になっておりました。現在リハビリ等をされていますが、以前までの 3 割から 5 割程度しか農業ができないということでした。そこで○○○○さんが引き継ぐということで、新しく就農されました。まだまだですが、一生懸命にされておられます。ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することと致します。続きまして議案第 19 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。3 番、事務局の説明を求めます。

事務局            それでは議案第 19 号 3 番を説明致します。この案件は本年 1 月総会にて許可申請の取り下げ報告を行ったものですが、その後譲受人が新たに決まり、許可申請があったことから上程するものです。

3 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 146 m<sup>2</sup>、所有権移転であります。譲渡人 ○○○○、譲受人 ○○○○、転用目的 住宅用地、転用理由 現住居が手狭となったため、申請地を取得して自己住宅を新築したいとのことであります。なおこの土地は都市計画用途地域の第 1 種住居地域にあります。このことから農地区分は第 3 種農地となり、その判断理由は改正通知第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) で、都市計画法に規定する地域内農地であるためです。よって本案件は原則許可となります。位置図等の資料につきましては、参考資料の 1 ページから 4 ページまでに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議 長            地元委員の説明を求めます。

2 2 番            今事務局から説明がありましたように、一度許可申請がありましたが、申請者の都合により取り下げた農地であります。今回このような形で許可申請がありましたので、よろしくをお願いします。

議 長            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員            (意見、質問等なし)

議 長            ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員            (異議なく承認)

議 長            それでは承認することと致します。続きまして議案第 20 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転を上程致します。3 番、事務局の説明を求めます。

事務局            それでは議案第 20 号 3 番について説明致します。

3 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 2,086 m<sup>2</sup>、所有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○○○、経

営面積 343.7a、売買価格 ○○○○円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 ○○○○さん、○○○○の方でございます。○○○○さんは○○○  
○出身の 40 代で、熱心に農業をされております。○○○○さんの畑  
の隣に○○○○さんの土地がありまして、話がまとまりました。価格は  
1 反約○○○○円、広域農道があるということで、この金額で売買  
が成立しております。以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 4 番から 7 番、事務  
局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 4 番から 7 番までを一括して説明致します。

4 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 3,165 m<sup>2</sup>、他  
1 筆、計 3,196 m<sup>2</sup>、所有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受け  
る者 ○○○○、経営面積 203.2a、売買価格 ○○○○円です。

5 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 184 m<sup>2</sup>、他 1  
筆、計 723 m<sup>2</sup>、所有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受け  
る者 ○○○○、経営面積 307.1a、売買価格 ○○○○円です。

6 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 4,328 m<sup>2</sup>、所  
有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○○○、経  
営面積 221.3a、売買価格 ○○○○円です。

7 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 2,126 m<sup>2</sup>、所  
有権を移転する者 ○○○○、所有権の移転を受ける者 ○○○○、経  
営面積 121.4a、売買価格 ○○○○円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 私の方からは4番から6番までを説明させていただきます。まず4番ですけれども、モノラックが〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの共同の畑であります。〇〇〇〇さんの畑に行くためには、この〇〇〇〇さんの畑を通らなくてはいけない訳です。〇〇〇〇さんが高齢により畑を処分したいということで、売買に至りました。5番ですが、〇〇〇〇さんの経営面積を見ていただいたらと思いますが、農地を全て他の者に貸しておられます。年齢も86、7歳ぐらいで、できれば生きている間に少しでも農地を処分したいということで、〇〇〇〇さんと売買が決まりました。それから6番ですけれども、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇の方で、借り手を探しておりましたところ、〇〇〇〇さんが耕作しましょうということで、話がまとまりました。4反3畝で〇〇〇〇円ですが、畑の状態が悪いこと、農道代の関係等で低い金額になっております。以上です。

1 5 番 7番ですが、〇〇〇〇さんは市内の会社に勤めております。〇〇〇〇さんは65歳ぐらいで、後継者も就農されております。この園地は長年お互いで賃貸借契約を結んでおりましたが、今回を機会に売買契約をするものです。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして8番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは8番について説明致します。

8番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 830 m<sup>2</sup>、他2筆、計 2,302 m<sup>2</sup>、所有権を移転する者 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 122.7a、売買価格 〇〇〇〇円です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 8番、説明致します。以前から長年貸借契約して耕作しておりましたが、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇に移られたこともありまして、この際、売買したいということです。3筆のうち2筆は台風の被害に遭いやすい場所ですので、価格も低い金額になっております。よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借を上程致します。45番、事務局の説明を求めます。本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、当該委員の退席を求めます。

(〇〇〇〇委員退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第21号45番について説明致します。

45番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 808 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 237.1a、期間 9年11ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 ○○○○さんの畑の借り手を探しておりましたところ、その畑の近くに○○○○さんのまとまった畑がありましたので、今回○○○○さんが借りて作ることになりました。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

(○○○○委員着席)

議 長 続きまして 46 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 46 番について説明致します。

46 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 910 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 343.7a、期間 10 年 1 ヶ月、賃借料 ○○○○です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 説明致します。○○○○さんの園地は○○○○さんの園地の隣にあります。先程にもありましたが、○○○○さんは意欲十分で、規模拡大されております。園地がちょうど隣にあるため、話はすぐにまとまりました。よろしくお願ひ致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)



議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 47 番から 55 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 47 番から 55 番までを一括して説明致します。

47 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 994 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 221.3a、期間 9 年 11 ヶ月、賃借料 ○○○○です。

48 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 969 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 146.8a、期間 4 年 11 ヶ月、賃借料 ○○○○です。

49 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 646 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 116.7a、期間 4 年 11 ヶ月、賃借料 ○○○○です。

50 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,367 m<sup>2</sup>、他 3 筆、計 2,711 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 48.9a、期間 4 年 11 ヶ月、賃借料 ○○○○です。なお○○○○の経営面積は 50a 未満ですが、今回貸借する農地とあわせると 50a 以上になりますので、経営改善計画の提出は求めておりません。

51 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,117 m<sup>2</sup>、他 3 筆、計 2,180 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 174.7a、期間 19 年 11 ヶ月、賃借料 ○○○○です。

52 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 1,021 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 239.4a、期間 14 年 11 ヶ月、賃借料 ○○○○です。

53 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 903 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 67.4a、期間 9 年 11 ヶ月、賃借料 ○○○○

〇〇です。

54番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 703 m<sup>2</sup>、他 1筆、計 1,367 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 246.7a、期間 9年 11ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。

55番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 4,656 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 126a、期間 4年 11ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 私の方からは 47番から 52番までを説明させていただきます。47番ですけれども、この〇〇〇〇さんの畑は別の方が耕作していたのですが、今後は体力的に難しいとのことで、新たな借り手を探しておりましたら、近所に園地がある〇〇〇〇さんが耕作しようということで、話がまとまっております。48番も同様に、別の方が耕作しておりましたが、解約したいということで、新たな借り手を探しておりましたところ、〇〇〇〇さん、まだ 30代で、これから経営面積も拡大したいということで、このような結果になりました。49番ですけれども、この〇〇〇〇さんは、昨年までお父さんが農業をされておりましたけれども、亡くなられて、経営面積を縮小したいということでした。借り手を探しておりましたところ、この畑が〇〇〇〇さんの自宅のすぐ隣にありますので、耕作しようということで話がまとまっております。50番ですけれども、これも〇〇〇〇さんの畑ですが、〇〇〇〇さんとその弟が耕作するというので、このような形になっております。51番ですけれども、この園地は状態が悪いのですが、借り手の〇〇〇〇が再生するという事です。52番ですけれども、この畑は〇〇〇〇地区では珍しく清見の園地です。〇〇〇〇さん、この方も 30歳ぐらいで、意欲を持って耕作されております。経営面積も拡大したいということで話がまとまっております。以上です。よろしく申し上げます。

15番 53番ですが、〇〇〇〇さん、この方は 80歳ぐらいで、高齢のため規模を縮小したいということです。〇〇〇〇さん、この方は息子が就農されて、これからは良い園地があれば買いたいということあります。54番の〇〇〇〇さん、この方も園地を貸したいということ

で、〇〇〇〇さん、現在〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇で、話がまとまっております。55番の〇〇〇〇さん、70代後半で規模を縮小したいとのこと。〇〇〇〇さん、息子さんが就農されましたのでこのような形になりました。以上です。よろしくお願いします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。続きまして56番から61番、事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは56番から61番までを一括して説明致します。

56番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 2,440 m<sup>2</sup>、他 2 筆、計 3,263 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 0a、期間 2 年 11 ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。なお〇〇〇〇の経営面積は 0a となっておりますが、父、〇〇〇〇と経営が同一であるため、経営改善計画の提出は求めておりません。

57番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,125 m<sup>2</sup>、他 2 筆、計 2,702 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 303.2a、期間 9 年 11 ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。

58番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 236 m<sup>2</sup>、他 1 筆、計 433.32 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 266.5a、期間 4 年 11 ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。

59番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 761 m<sup>2</sup>、新規の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 165.1a、期間 2 年 11 ヶ月、賃借料 〇〇〇〇です。

60番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 357 m<sup>2</sup>、他

1 筆、計 760 m<sup>2</sup>、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 42.6a、期間 9 年 11 ヶ月です。なお○○○○の経営面積は 50a 未満ですが、今回貸借する農地とあわせると 50a 以上になりますので、経営改善計画の提出は求めておりません。

61 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 3,292 m<sup>2</sup>、新規の貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 154.8a、期間 4 年 11 ヶ月、賃借料 ○○○○です。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 7 番 私の方で 56 番から 59 番までをご説明させていただきます。まず 56 番ですけれども、○○○○くん、昨年まで○○○○の○○○○をされておりましたが、お父さんの体調が悪いということで辞められまして、就農しまして、このような話でまともっております。よろしくお願ひ致します。57 番、○○○○さんの畑ですけれども、以前は他の方に貸借していたのですが、その方の体調が悪く、更新できないとのことでしたので、○○○○さんに貸して耕作してもらおうということになりました。○○○○さんの年齢は 48 歳で、○○○○の○○○○をされている方です。58 番と 59 番は一括して説明します。○○○○さん、市外に在住しており耕作が困難ですので、隣接している畑の所有者である、○○○○さんと○○○○さんが、それぞれ耕作するということになりました。○○○○さんは 46 歳です。○○○○さんは 60 代ですけれども、この方も○○○○をされている方です。よろしくお願ひします。

1 8 番 それでは 60 番を説明致します。○○○○さんのこの園地は、以前まで別の方が耕作しておりましたが、耕作を続けることが難しいということで、隣接する園地を所有している○○○○さんが、この度耕作することになりました。○○○○さんは 40 代で、現在は市内で○○○○をしておりますが、近いうちに就農するので園地を増やしたいとのことでした。それから 61 番、○○○○さんのこの園地は、以前まで別の方が耕作しておりましたが、更新はしないとのことでした。新たな借り手を探しておりましたところ、31 歳の○○○○くんがこの度耕作したいということでした。○○○○くんは就農されて 4 年目になります。ほとんど 1 人で農作業をされておりますが、大変真面目にが

んばっておられます。以上です。よろしくお願い致します。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。続きまして 62 番、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは 62 番について説明致します。

62 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 372 m<sup>2</sup>、他 14 筆、計 9,013 m<sup>2</sup>、新規の使用貸借です。利用権を設定する者 ○○○○、利用権の設定を受ける者 ○○○○、経営面積 0a、期間 10 年 3 ヶ月です。なお○○○○の八幡浜市内の経営面積は 0a ですが、○○○○で 185a の農地を経営しております。参考資料の 5 ページから 6 ページのとおり、○○○○に経営改善計画を提出していただいておりますので、ご確認ください。以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

24 番 利用権を設定する○○○○さんでございますが、5、6 年前に息子さんの方が亡くなりまして、それから現在に至るまで夫婦で耕作をしておりました。2、3 年前に借り手がないか相談がありまして、今回○○○○さん、○○○○出身の方で、I ターン就農者です。昨年○○○○で認定を受けて耕作しております。今回特筆すべき点は、仲介によって貸借が成立した訳ですが、今までは借り手を探す場合に、隣接地の方、あるいは知り合いを頼るまででございましたが、今後の生産活動、あるいは地域の農地を守る上で、I ターン就農者に頼ることも必要なのではないかと思っております。そしてもう 1 点は、I ターン就農者を育てていかななくてはならないと思う訳でございます。○○○○において、2 名の I ターン就農者が 5 年目以降に経済的な理由で離農された経緯があります。今回の件に至りましては、○○○○さんの意向で

倉庫も選果機も貸すということで、経済的な面でバックアップもされておりますし、元気な間は手伝うということでしたので、〇〇〇〇さんも離農されることなく、続けられるのではないかと考えております。どうか審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして 63 番から 67 番、再設定について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは 63 番について説明致します。

63 番、農地の所在 〇〇〇〇、地目 現況 樹園地、面積 1,316 m<sup>2</sup>、他 2 筆、計 2,537 m<sup>2</sup>、再設定の賃貸借です。利用権を設定する者 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇、経営面積 162.3a、期間 10 年、賃借料 〇〇〇〇です。

64 番から 67 番につきましては、再設定のため説明を省略させていただきます。以上です。

議 長 63 番から 67 番についてご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして議案第 22 号農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん基準の見直しについて上程致します。事務局の説明を求めます。

それでは議案第 22 号について説明致します。

この農地移動適正化あっせん基準については、5 年ごとに随時審査を行うこととされております。前回の変更認定が平成 24 年 3 月で 5 年が経過したこと、また、平成 28 年第 7 回の八幡浜市農業委員会総会にて、八幡浜市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について改正が承認され、手続きが終了したこと等から、今回、変更認定申請の手続きを行うものです。

つきましては、既に配布しております別添資料の「八幡浜市農業委員会農地移動適正化あっせん基準（案）」をご参照ください。こちらの 1 ページから 7 ページまでが、基準の変更箇所を示した新旧対照表、それから 8 ページから 13 ページまでが、改正後の基準（案）になります。このとおり変更認定申請してよろしいかをお諮りしまして、承認をいただきましたら、八幡浜市、南予地方局八幡浜支局地域農業室、西宇和農業協同組合、八幡浜市土地改良区、保内町土地改良区、学識経験者の同意を得て、愛媛県に申請したいと考えております。

それでは主な変更内容につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

まず 1 ページをお開きください。中の方に記載しております第 2 条第 5 項でございます。こちらは平成 25 年度に農業経営基盤強化促進法が改正され、農地中間管理事業が開始されたことに伴いまして、基準で使用する名称を「農地保有合理化法人」から「農地中間管理機構」に変更しております。以降の「農地保有合理化法人」につきましても、同様の理由で「農地中間管理機構」に変更しております。

次に同じく 1 ページです。下の方に記載しております第 2 条第 7 項でございます。こちら平成 28 年度に農地法が改正されたことに伴い、基準で使用する名称を「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更しております。以降につきましても、同様に変更しております。

次に 3 ページをお開きください。下の方に記載しております第 11 条の「あっせん委員の指名等」でございます。これまでの農用地等のあっせんにつきましては、農業委員 2 名で行うこととなっておりますが、平成 28 年度に農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、新体制に移行した農業委員会につきましては、農地利用最適化推進委員 1 名以上で構わないことになっておりますので、そのように基準を変更しております。しかし、基本的に推進委員は総会には出席しないため、八幡浜市農業委員会では、農業委員 1 名と推進委員 1 名の計 2 名で対応したいと考えております。

それから 4 ページをお開きください。4 ページから 6 ページまでに

八幡浜市の「基準面積、基準飼養規模、基準資本装備」と、「経営規模拡大の目標」を記載した別表を掲載しております。この別表につきましては、八幡浜市が作成しております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づいて作成しております。平成 28 年第 7 回総会にて承認され、改正されましたので、その内容に基づき一部修正、削除を行っております。

以上が主な変更内容でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。続きまして報告第 2 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について上程致します。1 番から 5 番、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは報告第 2 号 1 番から 5 番までを一括して説明致します。

1 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 994 m<sup>2</sup>、他 1 筆、計 1,963 m<sup>2</sup>、賃貸人 ○○○○、賃借人 ○○○○、解約の理由 賃借人が耕作困難になったためとなっております。

2 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 2,126 m<sup>2</sup>、賃貸人 ○○○○、賃借人 ○○○○、解約の理由 売買契約を締結するためとなっております。

3 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 830 m<sup>2</sup>、他 2 筆、計 2,302 m<sup>2</sup>、賃貸人 ○○○○、賃借人 ○○○○、解約の理由 売買契約を締結するためとなっております。

4 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 357 m<sup>2</sup>、他 1 筆、計 760 m<sup>2</sup>、賃貸人 ○○○○、賃借人 ○○○○、解約の理由 別の者と貸借契約を締結するためとなっております。

5 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 樹園地、面積 2,906 m<sup>2</sup>、賃貸人 ○○○○、賃借人 ○○○○、解約の理由 後継者ができたためとなっております。以上です。



議長 ただいまの件につきましては報告ですので以上と致します。続きまして追加議案第 23 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、追加議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは追加議案第 23 号 1 番を説明致します。この案件は次にあります追加議案第 24 号との一体利用であります。

1 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 雑種地、面積 125 m<sup>2</sup>、申請人 ○○○○、転用目的 道路及び駐車場、転用理由 デイケア・クリニック施設の建設に伴い、申請地に当該施設の通路及び駐車場を整備したいとのことであります。なおこの土地は都市計画用途地域の第 1 種住居地域にあります。このことから農地区分は第 3 種農地となり、その判断理由は改正通知第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) で、都市計画法に規定する地域内農地であるためです。よって本案件は原則許可となります。ただこの土地につきましては違反転用となっております、農地部会において審議しています。位置図等の資料につきましては、追加参考資料の 1 ページから 4 ページに掲載しています。お目通しをお願い致します。

続きまして追加議案第 24 号 4 番を説明致します。

4 番、農地の所在 ○○○○、地目 現況 雑種地、面積 115 m<sup>2</sup>、賃貸借であります。貸付人 ○○○○、借受人 ○○○○、転用目的 デイケア・クリニック用地、転用理由 当該地域におけるデイケア等の需要が高まっているため、申請地を借り受け、デイケア・クリニックを建築したいとのことであります。なおこの土地は都市計画用途地域の第 1 種住居地域にあります。このことから先程の追加議案第 23 号 1 番と同様、本案件は原則許可となります。ただこの土地につきましても違反転用となっております、農地部会において審議しています。位置図等の資料につきましては、追加参考資料の 5 ページから 9 ページに掲載しています。お目通しをお願い致します。以上です。

議長 農地部会長の説明を求めます。

22番 まず第 4 条についてですが、この土地は昭和 56 年の国土調査で畑になっていましたので、当時は畑だったのではないかと考えております。そのまま今回このような形で建物を建てることになり、畑であつ

たことが判明した訳です。農地部会でも審議したのですが、事前に事務局と農地部会長、副部会長で現地に行っております。当然農地に戻すということもできない状態でしたし、故意の違反転用ではないということで説明も受けました。致し方ないのではないかと感じております。第5条についても、今回このような形で判明した訳ですが、農地法について認識不足だった部分が多く占めているのではないかと感じております。始末書も書いていただいておりますので、審議の方よろしくをお願いします。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 先程説明していただいたとおり、30年以上前に職員の駐車場になっていました。今回建物を建てようとしたところ、違反転用が判明した訳です。認識が甘かったので、今後は注意するということです。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。続きまして追加議案第25号農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは追加議案第25号について説明致します。

農地法に定められている下限面積50aについては、その面積の測定が地域の実情に合わない場合には、農地法とその施行規則に基づき、農業委員会の判断で別段面積を定めることができることとなっております。また農林水産省からの通知により、農業委員会では別段面積の設定または変更することが認められています。当市におきましては、議案書に掲載しておりますとおり、現在川之石地区で30a、磯津地区で40aの別段面積を設定しております。この件につきましては、追加参考資料の10ページに掲載しています。2015年の農業センサスに基

づく資料により先程農地部会でご検討いただきまして、結果、平成 29 年度の別段面積は前年度と同様とすることをご承認をいただいております。以上です。

議長 　　ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。続きまして協議事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 　　それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 　　15時00分